

# ごあいさつ



地方分権改革が進み、地方自治体は地域の総合的な行政主体として、国、地方ともに厳しい財政事情の下で、自らの責任で自主的・自律的な行財政システムを構築し運営することが求められております。

こうした中で、私達は、より自律した地方分権時代を担うに相応しい自治体として、平成 16年4月に合併により『東御市』という新たな姿でのスタートを切りました。

東御市誕生にあたっては、市民の皆さんからいただいたアンケート結果や合併に至るまで の様々な議論をとりまとめた「東御市まちづくり計画」という新市建設のための基本方針を 定めております。

この「第1次東御市総合計画」は、その建設方針に添って、地方自治法の規定に基づき、 平成25年度を目標に進んでいく市づくりの将来構想とその基本的な方向を明らかにするも のとして策定いたしました。

全国的な少子化・高齢化が進む中で、東御市においても将来的に人口減少や社会構造が変化していくことを見据えた政策の推進が必要となってまいります。

そのために、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」として新たな地域像の発信地を目指し、農業や観光、商工業などバランスのとれた産業振興により地域に活気をもたらすとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人とが出会い元気に暮らしていくことのできるまちづくりを、市が目指す大きな夢と希望の象徴である基本理念として位置付けました。

この夢の実現のために、市政運営の基本方針として「自然との共生」や「市民一人ひとりの尊重」、「市民と行政との協働」を掲げ、これまで以上に市民の皆様と行政とがその知恵と力を結集し、全力でまちづくりに取組んでまいりたいと考えております。

今後の市政運営に対する市民の皆様の更なるご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定にあたりまして、アンケートや懇談会等でご意見ご協力をいただいた多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、この計画の実現に向けて、今後もともに手を携え、一歩一歩着実に歩みを進めていくことを重ねてお願い申し上げます。

平成 17 年 3 月

# 一 目 次 一

はじめに
1. 計画策定の趣旨 3
2. 計画の性格と役割
3. 計画の構成と期間 5
東御市の概況
基本構想
第1章 主要指標の見通し
1. 人口9
2. 世帯 10
第2章 10年後の東御市
1. 基本理念1
2. 基本方針11
3. 施策の大綱 13
4. 土地利用の基本方向15
基本構想の実現に向けて16
基本計画
第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち(生活環境の整備)21
第1節 花と緑と水のネットワークの形成22
第2節 循環型社会の形成25
第3節 快適で安全な生活環境づくり28

	第2章	活力を産業に結ぶまち(産業の振興)3	33
	第1節	i 魅力ある観光地づくり3	34
	第2節	i 商工業の振興と起業化支援3	37
	第3節	i 多面的な機能の発揮による農業の振興4	10
	第3章	健やかさ・安心を結ぶまち(保健・医療・福祉の充実) 4	13
	第1節	j 安心できる保健・医療・福祉体制づくり4	14
	第2節	i まちぐるみ健康づくり4	17
	第3節	i 地域で支えあう福祉のまちづくり5	50
	第4章	未来を担う人を結ぶまち(教育・文化・スポーツの振興) 5	53
	第1節	i 生きる力を育む教育の推進5	54
	第2節	j 文化を育むまちづくり5	57
	第3節	i 学びあい、教えあいの推進 θ	30
	第5章	支えあい夢を結ぶまち(住民と行政の協働) 🤄	33
	第1節	i 男女共同参画の推進6	64
	第2節	i 国際交流の推進6	35
	第3節	i 住民と行政の協働のまちづくり	37
Pf	村属資料		
	東御市ま	ちづくり審議会条例7	73
	第1次東	御市総合計画の策定経過7	74
	第1次東	- 御市総合計画策定作業の流れ7	75

# はじめに

# 1. 計画策定の趣旨

総合計画(基本構想)は、地方自治法に策定することが定められている地方 自治体の行政運営における最上位計画です。

地方分権がいよいよ実行段階を迎えた今、地方自治体には、自らの責任と判断で自ら進むべき方向を決め、自ら実行できる自律した行財政体制の確立が求められています。

東御市では、平成16年4月の市発足にあたり、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定めており、この方針に沿いながら、総合的な構想を定め、21世紀に誕生した新しい市としての個性的で自立したまちを経営し、管理していくことが必要です。

また、こうした個性、自立を尊重したまちづくりを進めていくためには、地域住民の参画と協働が必要不可欠な要素であり、基本構想には市民の視点に立った新たなパートナーシップの確立、協働のまちづくりを推進するための総合指針としての役割も強く求められます。

こうした役割・位置づけを踏まえ、次世代に誇りを持ってつないでいく"持続的に発展するまちづくり"にチャレンジすることを基本に、ここに第1次東御市総合計画を策定しました。



東御市発足記念式典



東御市誕生を祝うカウントダウンイベント (平成16年4月1日午前0時)



東御市まちづくり審議会

# 2. 計画の性格と役割

基本構想は、「東御市まちづくり計画」を基本に、市制発足に向けた住民アンケート調査や市発足後の東御市まちづくりアンケート調査、東御市まちづくり審議会での審議など、東御市に対する住民の意向を踏まえ策定されたものです。

10年後に目指すべき将来像やまちづくりの基本方針、施策の大綱など市政運営のよりどころとなるビジョンを示すものであり、将来像の実現に向け、市民や行政が進むべき行動の指針としての役割を担うものでもあります。

また、この基本構想に則った新しいまちづくりを市民とともにスタートさせるため、すべての市民にとってわかりやすく、また、参画が得やすいまちづくりの指針として、今後取組むべき具体的な施策を総合的かつ体系的に明らかにする基本計画を別に定めます。

# 3. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

# ①基本構想

基本構想は、東御市が目指す望ましい将来像と、これを実現するための 施策の基本的方向を定めたものです。計画期間は、平成16年度を初年度と し、平成25年度を目標年次とする10年間とします。

# ②基本計画

基本計画は、基本構想に定められた将来都市像を実現するため、施策の 大綱に基づき、必要な諸施策を体系的に明らかにしたものです。

基本計画は平成 16 年度を初年度とし、前期 5 ヵ年終了後の平成 20 年度 に社会情勢等を考慮して必要な見直しを行います。見直し後の後期基本計 画は平成 21 年度を初年度とし、計画全体の目標年度は基本構想同様平成 25 年度とします。

# ③実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を具体化するための計画として、 毎年度の予算編成の先導的役割を担うものです。

3か年の計画でローリング方式により毎年策定します。

総合計画のしくみ 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 年度 基 本 想 構 基 本 計 画 前期基本計画5か年 後期基本計画5か年 (平成 21 年度~) (~平成 20 年度) 実施計画 (3か年計画) 3年ローリングで継続策定

# 東御市の概況

# ■ 位置と地勢

東御市は、長野県の東部に位置し、北は群馬県嬬恋村、真田町に、西は上田市、丸子町に、南は望月町、立科町、浅科村に、東は小諸市に囲まれています。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山が眼前に位置し、市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。

# ■ 自然環境

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並の眺望に優れ暮らしやすい地域で、年間降水量が、900mm 前後と全国でもまれな寡雨地帯です。

# ■面積

面積は、112.30 k ㎡となっています。

# ■人口

東御市の人口(国勢調査結果)は、昭和 55 年の 26,841 人から平成 12 年の 30,944 人と 4,103 人増加しています。

年齢別人口では、平成12年の老年人口が21.2%、年少人口が16.1%、昭和55年の老年人口が11.9%、年少人口が22.9%となっており、老年人口が増加し、年少人口は減少しています。

# 基本構想

# 第1章 主要指標の見通し

# 1 人口

### (1)人口

市の人口は、増加傾向が続き、平成27年の人口は、約32,100人と想定されます。その後は、少子化の進行等により、減少に転ずるものと想定されます。

# (2)年齡階層別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、老年人口の増加が顕著となり、 平成27年には7,512人と、構成比でも23.4%を占めることが想定されます。

年少人口、生産年齢人口については、平成 27 年には、それぞれ 5,238 人、19,386 人となるものと想定されます。

# (3) 就業人口

就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加などが見込まれるものの、生産年齢人口が微増であることから、就業者数も微増で推移するものと想定されます。

このうち、第1次産業就業人口については、高齢化の進行や後継者不足などにより、平成27年で1,633人に減少するものと想定されます。

第2次産業就業人口についても、社会経済状況の変化によるサービス産業等への労働移動により5,734人と若干の減少が想定されます。

その反面、第3次産業就業人口については、8,650人に増加するものと想定されます。

# 2 世帯

世帯数については、核家族や単身世帯などの増加による世帯人員の減少により、平成27年には、12,450世帯に達し、1世帯当り人員は平成12年の3.14人から平成27年には2.58人に低下することが想定されます。

#### ■主要指標の見通し

単位:人、%、世帯

	区	分	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	人	П	30, 157	30, 944	31,623	31, 993	32, 136
	年少人口	(0~14歳)	5, 245	4, 965	5, 109	5, 262	5, 238
年	割合		17.4%	16. 1%	16. 1%	16.4%	16. 3%
齢別	生産年齢人口(15~64歳)		19, 183	19, 407	19, 846	19, 835	19, 386
人	割合		63.6%	62.7%	62.8%	62.0%	60.3%
П	老年人口(65 歳以上)		5, 729	6, 572	6, 668	6, 896	7, 512
	割合		19.0%	21.2%	21.1%	21.6%	23.4%
	世帯	数	9, 319	9, 859	10, 702	11, 583	12, 450
	1世帯当	り人員	3. 24	3. 14	2. 95	2.76	2. 58
	就 業	人口	16, 821	16, 620	16, 419	16, 218	16, 017
	就 業	率	55.8%	53. 7%	51.9%	50. 7%	49.8%
	第1次産	業就業人口	2, 937	2, 567	2, 197	1, 929	1,633
産		割合	17. 5%	15. 4%	13.4%	11.9%	10. 2%
業別	第2次産	業就業人口	6, 681	6, 364	6, 047	5, 903	5, 734
人		割合	39. 7%	38.3%	36.8%	36.4%	35.8%
П	第3次産	業就業人口	7, 203	7, 689	8, 175	8, 386	8, 650
	1	割合	42.8%	46. 3%	49.8%	51.7%	54.0%

<sup>\*</sup>平成7年と平成12年については、実績値(国勢調査)。

<sup>\*</sup>平成17年からは推計値。人口の将来見通しについては、センサス変化率を用いたコーホート法で、1世帯当り人数、就業率、産業別就業割合は過去5年間のトレンド法により推計しました。

# 第2章 10年後の東御市

# 1 基本理念

# 『さわやかな風と出会いの元気発信都市』

を基本理念とします。

さわやかな高原的気候の中、自然の恵みを活かした農業や地域資源を活かした観光、まちに活気をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人とが出会い、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市をめざします。

# 2 基本方針

基本理念の実現に向けては、これまでも先進的に取組んできた住民主体のまちづくりを継承するとともに、以下の方針のもとでまちづくりを進めます。

# (1) 自然と共生したまちづくり

東御市は、湯の丸高原、池の平湿原、千曲川、八重原台地、御牧原台地、 鹿曲川などの自然に恵まれ、気候的にさわやかで高原のイメージを発信す る自然環境豊かな地域です。

市の財産であるこうした自然と共生する美しいまちをつくります。

# (2) 一人ひとりを尊重するまちづくり

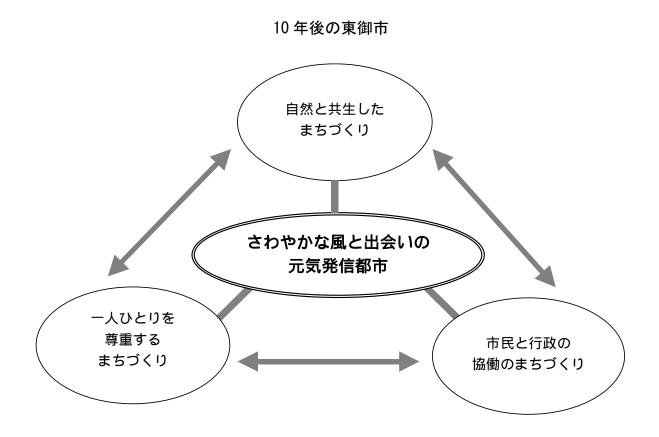
量の時代から質の時代に転換する時代の中では、住民のこころの豊かさ を尊重し、生活の質を高めていくことが求められます。

くらしの中の様々な課題に的確に対応しながら、すべての人々の人権や 個性が大切にされ、安心して暮らすことのできる、一人ひとりを尊重する やさしいまちをつくります。

# (3) 市民と行政の協働のまちづくり

多様化、複雑化する行政課題を解決し、住みよいまちを築くためには、 市民と行政がまちづくりのあり方を共に考え、互いに力を出し合い、役割 を分かち合いながら、取組みを進めることが不可欠です。

多くの市民の知恵を生かし、市民と行政が協働して愛されるまちをつくります。



# 3 施策の大綱

# (1) さわやかさを暮らしに結ぶまち(生活環境の整備)

地球規模での自然環境の破壊が問題化し、環境保全の重要性が高まる中、 市民の共通の財産であるさわやかな自然と環境を守り、快適な都市生活と 自然が調和する暮らしを実現するためには、市民と行政が一体となった取 組みが必要です。

川や里山の美しい景観を守り、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、 既存の資源を有効に活用し、ごみを最小限に抑えるなど自然や健康に与え る負荷を最小限にするよう配慮した循環型社会を形成し、環境にやさしい まちづくりを進めます。

また、快適で人にやさしい道路網や住宅、公園などの整備、災害や事件、 事故を防ぐための地域環境の整備などにより、便利で安全な住みよいまち づくりを進めます。

# (2) 活力を産業に結ぶまち(産業の振興)

国際競争や産地間競争の激化など産業をめぐる時代の変化に対応し、地域の活力を産業振興につなげていくためには、地域資源の一層の活用や人材の育成、経営的な創意工夫が生かせる環境づくりが求められています。

地域資源のイメージアップやPR活動、訪れる人も楽しめる美しいまちづくりを通じた観光を軸とした地域産業の振興に取組むとともに、優良企業誘致や産・学・官あるいは産業間の連携による新分野進出などによる商工業の活性化を目指し、地域に継続的に発展していく産業を育成します。

また、農業の多面的機能を活かしながら農地を保全し、地域の優れた農業を受け継ぐ人材の育成や地産地消の推進、付加価値を高めた全国に通用する優良農産物や加工食品の創出支援などにより、食と農村への期待に応えられる農業の実現に取組みます。



明神池から浅間山麓を望む

# (3) 健やかさ・安心を結ぶまち(保健・医療・福祉の充実)

少子高齢化による人口構造の変化や核家族化などにより地域社会が変容する一方、健康への関心や医療・福祉サービスへのニーズは日々高まっています。全ての市民が健やかさ、安心を実感するためにはまちぐるみで連携したサービスの提供体制の構築が必要です。

「福祉の森」、「ケアポートみまき」など市内の関係施設が保健、医療、福祉を一体的に提供する場として連携的な活動と市民サービスに努めるとともに、温泉健康複合施設などの健康づくり資源の活用や専門家による健康づくりアドバイスなど市民が主体的な健康づくりに取組める体制を整え、まちぐるみの健康づくりを進めます。

また、高齢者や子どもたち、障害を持つ人も持たない人も、すべての市民が地域社会の中で結びつきを強め、それぞれのすばらしい個性を活かしながら互いに支えあうことにより、だれもが安心し輝いて生きていくことができる福祉のまちづくりに努めます。

# (4) 未来を担う人を結ぶまち(教育・文化・スポーツの振興)

「まちづくりはひとづくり」といわれるとおり、市民一人ひとりが、教養や資質を高めていくことは明るく豊かなまちづくりの力となります。そのためには、子育ての総合的な支援や子どもたちが健全に育つ環境づくり、市民が心の満足度を高め、豊かな文化を守り育てていくための学びの場の充実が必要です。

きめ細かな対応を可能とする学習環境づくりや社会参加による体験学習の推進など子どもたちの豊かなこころと生きる力を育む教育を充実するとともに、社会全体で未来を担う子どもたちを見守り、子育て家庭を支える、まちぐるみのひとづくりを進めます。

また、地域の歴史や文化の保全と継承、地域資源の活用による文化芸術活動やスポーツの振興により生涯を通じて市民が学び、文化を育む生涯学習のまちづくりに取組みます。

# (5) 支えあい夢を結ぶまち(住民と行政の協働)

厳しい財政状況の中、公共サービスの内容やあり方の見直しが大きな課題となっており、すみよいまちづくりを実現するためには地域社会の結びつきや支えあい、市民、NPO、企業、行政等地域に関わる人々がまちづくりの場に主体的に参画し、協働と役割分担を進めていくことが不可欠となっています。

行政情報の公開や広報公聴活動に努め、市民が主体的に地域活動や政策 形成に参画する機会を増やしながら、住民と行政双方が力を出しあう新し い公共サービスのあり方を探り、身軽で活動力に富む行政組織づくり、効 率的・効果的な行財政運営を進めます。

また、性別や国籍などに関わらず、市民のだれもが個人の尊厳を守り、 地域社会に参画していくことができるよう、相互理解への取組みや交流活動を支援します。

# 4 土地利用の基本方向

自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件とともに景観にも十分配慮し、都市的土地利用、農業的土地利用の調和を図りながら、長期展望に基づき、適切かつ合理的な土地利用に努めます。

# 基本構想の実現に向けて

少子高齢化による全国的な人口の減少や厳しい行財政状況の進行など社会が大きく転換していく中で、基本構想に描く理念を具体化していくためには、市は多様な課題に柔軟に対応し、市民との協働を進めながら、効率的に施策を実施していかなければなりません。

そのために、時代に対応する効果的なサービスを確保するための近隣市町村とのパートナーシップの確立や行政組織やシステムの見直し、再構築を推進し、めざす将来像の実現に取組みます。

# ■ 広域連携体制の構築

交通体系の整備などにより、市民の日常生活は市内だけではなく近隣市町村とも深いかかわりをもつようになり、必要とされる行政サービスも広域的に対応していかなければならないものが出てきています。

また、市町村が担うようになった事務の中には近隣市町村と課題を共有し解決 を図ることにより効率化が図れるものも少なくありません。

日常的に繋がりのある広域圏がこうした課題に一体的に取組むため、上田地域 広域連合において策定した広域計画等に基づき、関係市町村との交流や連携、事 務の共同処理などによるパートナーシップを構築し、効率的で質の高い行政サー ビスの確保に努めます。

# ■ 行政改革の推進

地方分権により市が担う事務や権限が拡大する中で、まちづくりを行うための 安定した財政基盤を確立していくためには、組織改革だけにとどまらず、従来の 行政経営のシステムを根本から見直していく必要があります。

市民に分かりやすく機動性の高い市役所づくりや政策に対する事業効果の評価・検証、公共サービスの役割分担の見直しなど、簡素で効率的な行政への構造改革を行います。

市民と行政との協働をより一層進めるため、市民への情報公開・情報提供、まちづくりや公共サービス分野への市民の直接的な参画を進め、自律的に地域づくりに取組む市民の力を活かすことのできる透明性の高い行政運営に努めます。

# ■ 計画的な財政運営

地方交付税の抜本的な見直しや少子高齢化による人口減少など財政を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。

基本構想の個々の施策の推進に関しては、中長期的な展望に立った財政計画と連動しながら、実施する事業の効果、影響、実施期間が妥当であるかどうかなど内容を総合的に見極め、適切な執行を行います。

また、事業実施後は施策への投資効果を定期的に評価・検証し、より実効性の高い執行に努め、自立したまちづくりを支える安定した財政基盤の構築を目指します。

# 基本計画

# 第1章 さわやかさを暮らしに結ぶまち (生活環境の整備)

#### 第1節 花と緑と水のネットワークの形成

- 1. 緑化の推進
- 2. 河川の保全と活用
- 3. 里山の保全と活用
- 4. 自然保護活動と自然学習機会の拡大
- 5. 生態系保全と美しい風景づくりの推進

#### 第2節 循環型社会の形成

- 1. ごみの適正処理と3R運動の推進
- 2. 活性水の利活用の推進
- 3. 雨水利用の推進
- 4. 新エネルギー活用の推進
- 5. 地球環境にやさしい暮らしの推進

#### 第3節 快適で安全な生活環境づくり

- 1. 快適な道路交通網の整備
- 2. 円滑な交通システムの構築
- 3. 快適な生活空間の創出
- 4. 計画的な土地利用の推進
- 5. 安全で安定した水の供給
- 6. 地域防災対策の推進
- 7. 治山治水対策の推進
- 8. 消防救急体制の強化
- 9. 犯罪や事故のないまちづくりの推進

# 第1節 花と緑と水のネットワークの形成

# 施策の方向

東御市の高原、森林、里山、河川などの豊かな自然を守るための取組みを推進していくとともに、景観や環境に配慮した都市開発により、美しいふるさとの風景を未来へと引き継ぎます。

# 基本戦略

自然学習などにより自然に対する関心を高めながら、千曲川などの身近な河川や里山の保全、希少動植物の保護などに地域全体で取組みます。

また、花いっぱい運動や緑のサポーター活動など市民の取組みを広げて、 花と緑のネットワークを形成します。

さらに、開発に際しては、美しい景観形成を考慮するとともに、必要な 規制や調査研究により、自然への影響を最小限にするよう努めます。





花いっぱい運動への市民の取組み

# 施策の展開

# 1. 緑化の推進

美しく潤いのある生活環境づくりのために地域の緑化を推進するとと もに、継続的に地域の花や緑の管理を支援するシステムをつくります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・道路や駅前広場など公共空間における花いっぱい運動への支援
- ・地域が協働で取組む花壇づくりや緑化運動への支援
- ・緑のサポーターなど地域の緑化に取組むボランティアの育成

# 2. 河川の保全と活用

美しい河川を守り、良好な水環境を確保するために、水質汚濁の防止や 水辺環境の美化への取組みを進めます。

また、水辺とふれあう親水空間づくりにより、身近な河川に対する関心を深め、地域ぐるみの美化活動への意欲を高めます。

- ・ 下水道整備による生活排水の浄化の推進
- ・ 河川の清掃活動など川を守る活動への支援
- ・ 千曲川など身近な川に親しむ活動の推進
- ・ 市民の協働による親水公園やホタル水路の整備



川に親しむ活動の推進



市民参加による河川清掃活動

# 3. 里山の保全と活用

生活に身近な里山の豊かな自然を守り、育て、市民が楽しみ、交流する場として活用を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 適正な間伐や植樹、松くい虫防除対策の推進による健全な森づくり
- ・ 里山保全・美化を行う地域的な取組みへの支援
- ・ 子どもの自然体験や市民の憩いの場としての活用

# 4. 自然保護活動と自然学習機会の拡大

自然に触れる楽しさや大切さを理解し、将来も豊かな自然を引き継いでいくことができるよう、自然保護活動や自然学習機会の拡大に努めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 湯の丸自然学習センターを活用した自然観察会の実施
- ・ 希少生物 (オオルリシジミ等) の生息・生育環境の保全と保護活動への支援
- ・ 自然学習リーダーの養成



オオルリシジミ

# 5. 生態系保全と美しい風景づくりの推進

自然の生態系の保全に心掛け、地域ぐるみで豊かな自然と調和した美しいまちづくりに努めることにより、市全体としての美しい風景づくりを推進します。

- 生態系に悪影響を与えるブタクサ、アレチウリなど外来動植物への対策
- ・ 景観に配慮した屋外広告物の規制
- ・ 景観づくりのための住民協定の締結

# 第2節 循環型社会の形成

# 施策の方向

地球環境に与える負荷を最小限にするため「クリーンリサイクルタウン 東御市」として、生活廃棄物の適正処理と減量化を行い、限られた資源 を可能な限り有効に使い、循環させる持続可能な循環型社会を形成しま す。

# 基本戦略

廃棄物の適正な処理を推進する一方で、毎日のごみの減量など市民一人ひとりによる廃棄物(ごみ)対策の推進、汚泥リサイクル施設による活性水の再生利用や雨水や石油代替エネルギーの利用促進などにより、市民、行政がそれぞれの毎日の生活の中で環境に対する負荷を低減していくよう努めます。

# 施策の展開

# 1. ごみの適正処理と3R運動の推進

排出された生活廃棄物に関しては、環境保全基準に適合した適正な処理 を進めます。

また、ごみの3R運動(リデュース〜減量化、リユース〜再利用、リサイクル〜再生利用)の啓発とその実践に取組み、市民一人ひとりが身近に取組むことのできる環境対策を推進します。

- ・ 資源化できるごみの分別の徹底
- ・ 生ごみの減量化や堆肥化への支援
- ・ ごみ減量アドバイザーによるごみの3R運動の啓発普及活動
- ・ 東部クリーンセンターの高度化整備
- ・ 広域ごみ処理の推進



真剣に講義を受けるごみ減量アドバイザー

# 2. 活性水の利活用の推進

農業集落排水などの汚泥を減らし、資源の循環を進めるために、汚泥リサイクルによる活性水の生成とその利活用を進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 汚泥リサイクル施設の建設
- ・ 活性水の農業等への効果研究、利用促進



活性水の運搬車



活性水を使った生ごみ減量の説明を聞く市民

### 3. 雨水利用の推進

寡雨地域におけるため池の機能維持や雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を促進し、水資源の有効な活用を進めます。

- ・ 公共施設での雨水の活用
- ・ 個人住宅への雨水貯留槽の設置支援
- ・ 農業用ため池のしゅんせつ、補修の推進

# 4. 新エネルギー活用の推進

太陽光や水力、風力など自然を生かす新エネルギーの利活用を推進します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 個人住宅への太陽光発電の普及支援
- ・ 公共施設への太陽光発電の普及拡大
- ・ 新エネルギーに関する情報提供

#### ※新エネルギー

…石油代替エネルギーとしてその効果が期待されているエネルギーの総称。太陽熱、 太陽光、風力、バイオマスなど。

# 5. 地球環境にやさしい暮らしの推進

市民、事業者、行政がともに温暖化防止などの地球環境にやさしい暮ら しのあり方を考え、同じ目標のもとに将来の望ましい環境づくりに取組 んでいくための行動指針を策定し、その実践に取組みます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 環境基本計画の策定と市民活動の推進
- 環境ISOの推進
- ・ 二酸化炭素排出抑制のための省エネ、ノーカー運動の推進

#### **፠**ISO

…国際標準化機構 (International Organization for Standardization) 環境 I S O とは国際標準化機構が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格。



市役所での雨水利用



温度設定(冷房は28度以上、暖房は20度以下になるよう設定し、こまめに調整し冷暖房による環境負荷を低減)

# 第3節 快適で安全な生活環境づくり

# 施策の方向

誰もが利用しやすい道路交通体系の構築を図るとともに、計画的な土地 利用や公共施設の整備により、快適で豊かな市民生活を送ることのでき る環境を整えます。

災害、事故、犯罪が起こりにくく、また発生した場合には迅速かつ的確に対応できる、災害に強く安心感のある地域をつくります。

# 基本戦略

幹線道路や歩道の整備、鉄道やバスなど公共交通機関の利便性の向上に 取組み、市民が快適に市内を移動できる道路交通体系の構築を図ります。

生活に不可欠な水の安定供給や公園などゆとりある生活空間の確保、施設や道路のバリアフリー化など、市民が暮らしやすい環境を整備し、その管理を行います。

市内の危険箇所を把握し、災害や事故を未然に防ぐために必要な施設等の整備を行うとともに、災害発生時を想定した市民や関係機関との連携・協力体制の構築、情報共有のシステムづくりなどにより地域防災力の強化を図ります。

地域に安心感を生むための見守り体制づくりや警察など関係機関と連携した交通安全運動の推進など、市民の力を活かした安全な地域づくりを促進します。



高速道インター附近

# 施策の展開

# 1. 快適な道路交通網の整備

まちの骨格となる幹線道路の整備や改良を進めるとともに、幹線道路を補完する生活道路の整備にあたっては子どもや高齢者や障害者などにも配慮した快適で人にやさしい道路づくりを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 道路整備計画による幹線道路の効果的整備
- 生活道路の拡幅整備、側溝整備
- 主要通学路の歩道設置
- ・ 段差解消などバリアフリーに配慮した道路改良
- ・ 分かりやすく統一した公共サインの設置

# 2. 円滑な交通システムの構築

市内の交流や公共施設の利用を円滑にする公共交通等の体系を整備し、新たな交通システムの構築を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 巡回バス及び路線バスの運行体系の充実
- ・ 社会的ニーズの変化や高齢者、障害者等に配慮した新交通システムの研究
- ・ 田中駅自由通路及び南口整備の推進
- 駅のターミナル機能の向上
- ・ しなの鉄道の利用促進、新駅の検討

#### ※ 駅のターミナル機能

…バス輸送などとの結節点として、乗り換えを円滑に行うための機能(駅前広場や 駐車場、待ち合い施設の設置、発着時刻の調整など)



# 3. 快適な生活空間の創出

快適でゆとりある住環境整備のため、高齢者や障害者にも利用しやすい 施設や住宅、公園等の整備を進めます。

また、生活に悪影響をもたらす騒音や悪臭などの防止や指導監視体制を強化します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 公共施設へのユニバーサルデザインの普及
- ・ 身近な憩いの場である公園・緑地の整備
- ・ 公営住宅ストック総合活用計画による公営住宅の建て替え
- ・ 騒音や悪臭、ばい煙など環境悪化に対する指導、規制

#### ※ ユニバーサルデザイン

…障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

# 4. 計画的な土地利用の推進

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、豊かな市民生活を送ることができるよう、地域特性にあった土地利用を推進します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- 国土利用計画の策定
- ・ 都市計画区域の変更

# 5. 安全で安定した水の供給

良質な水を安定して供給できるよう水源の確保や水質管理体制の強化を図り、健全な水道事業経営に努めます。

また、都市部の生活環境の改善を図るため、下水道整備と水洗化を促進します。

- ・ 水道集中監視システムの増設
- ・ 良質な水道水を確保するための計画的な水質検査の実施
- ・ 新幹線トンネル湧水の利活用に関する研究
- 全市水洗化の推進

# 6. 地域防災対策の推進

地震や風水害に備え、的確に対応するための地域防災体制を検討し、ま ちぐるみの総合的な防災対策を推進します。

また、市民との災害情報の共有や災害発生時の応急対策の徹底、広域的な応援体制の構築など、災害からの復旧を迅速かつ円滑に行うための備えを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 地域防災計画による防災体制の整備
- 防災訓練の実施
- ・ 近隣市町村や事業所、友好都市等との災害時応援協定締結
- ・ 消防機関や医療機関などの近隣応援体制の強化
- 災害発生時の情報伝達体制の整備
- ・ 災害弱者に対する支援体制の強化
- ・ 公共施設や社会福祉施設への災害時応急対策の検討
- ・ 避難方法や応急処置の仕方などの市民への普及、啓発



避難勧告により第2体育館に避難する住民 (県総合防災訓練より)



災害発生時の炊き出し (県総合防災訓練より)

# 7. 治山治水対策の推進

山林の保全や河川改良、雨水排水対策などの治山治水対策を推進し、災害に強い安全な地域を形成します。

- ・ 洪水ハザードマップの策定
- ・ 水源のかん養などの機能を高める森林整備の推進
- ・ 地すべり等危険地域の土地利用の制限や防災措置の推進
- ・ 河川改良や治水砂防事業の推進
- ・ 都市部における雨水排水幹線水路の整備

### 8. 消防救急体制の強化

消防救急体制の機能強化や消防団の活動支援により、迅速で円滑な消防救急体制を確立します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 防火水槽、消火栓など地域の消防施設・設備の整備
- 消防署、消防団の機能充実
- ・ 消防救急体制の広域化による機能強化
- ・ 高規格救急車整備や救急救命士増員による応急対応の強化
- ※ 高規格救急車…救急救命士が活動できるよう必要機材を搭載した救急車。



導入された高規格救急車

# 9. 犯罪や事故のないまちづくりの推進

防犯灯や標識など事件、事故を発生しにくくするための施設整備や安全 パトロールの実施など、市民と行政が協働して安全な市民生活を守るた めの取組みを進めます。

- ・ 防犯灯や交通安全施設等の整備
- ・ 交通安全教育の充実
- ・ 交通安全運動や防犯パトロールの実施
- ・ 地域住民、保育園、学校など関係機関の情報共有や連携による子どもの安全を守る地域づくりの推進
- ・ 消費生活センター等との連携による消費者教育や啓発活動 の推進

# 第2章 活力を産業に結ぶまち

## (産業の振興)

#### 第1節 魅力ある観光地づくり

- 1. 観光地のイメージアップ
- 2. 観光資源を飾る花回廊の整備
- 3. 観光施設の整備と利用促進
- 4. 潜在的な観光資源の発掘
- 5. 観光推進体制の編成

#### 第2節 商工業の振興と起業化支援

- 1. 商店街・商業地の賑わいづくり
- 2. 店舗経営の改善と経営基盤の強化
- 3. 工業用地の確保と優良企業の誘致
- ・4. 新産業・新分野進出の支援
- 5. 地域産業を支える社会づくり

#### 第3節 多面的な機能の発揮による農業の振興

- 1. 新たな農業方針の明確化
- 2. 担い手農業者の育成と支援
- 3. 優良農地の確保と活用による生産振興
- 4. 環境にやさしい農業の推進
- 5. 都市と農村の交流拡大

### 第1節 魅力ある観光地づくり

### 施策の方向

来訪する人たちに感動、やすらぎ、もてなしを提供し、再訪を促すとともに、そこに住む市民自らが楽しみ、他に誇れる魅力ある観光地を地域が一体となって形成します。

### 基本戦略

市内の観光資源を再点検し、そのイメージアップに取組むとともに、市内を花で飾る花回廊づくりなど観光資源をとりまく環境整備や道の駅など集客拠点施設の効果的な運営を図ることにより、観光客の滞在や再訪を促す観光地を創造します。

また、東信濃の歴史や文化を担った郷土的人物や史料・史跡などを紐解 きながら、潜在的な観光資源の発掘と活用に努め、歴史と風土、文化の 薫りのする観光地づくりを推進します。



アグリビレッジとうみ湯楽里館



湯の丸スキー場



北国街道・海野宿



八重原温泉・アートヴィレッジ明神館

### 施策の展開

#### 1. 観光地のイメージアップ

市内の観光地やレクリエーション施設等を効果的に宣伝し、親しみやすい観光地としてのイメージアップを図ります。

また、市民が一体となったイベントなどにより明るくさわやかな東御市 のイメージを対外的に発信します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ デザインを統一した公共サイン (観光案内板など) の設置
- ・ 東御市民祭り、火のアートフェスティバル、巨峰の王国まつ りなどの交流型イベントの実施
- ・ 観光資源の魅力を伝えるポスター、パンフレット等の作成







火のアートフェスティバル

### 2. 観光資源を飾る花回廊の整備

市の観光資源が持つ歴史や芸術など様々なテーマを生かしながら、周辺に花や木を植栽し、市内を美しい花回廊として整備します。

- ・ 花いっぱい運動、緑化運動の推進
- ・ 地域ごとに特色ある花壇の整備



地域の花壇整備

#### 3. 観光施設の整備と利用促進

観光地や施設の利便性を高めるための施設整備を進めるとともに、観光 客に対するサービス提供体制の充実を支援します。

また、振興公社等と連携しながら市の温泉施設の利用促進を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 道の駅関連施設の設備等の充実
- ・ 湯の丸、海野宿などへの遊歩道、駐車場やトイレ等の整備
- 市の温泉施設及び大田区休養村の利用促進

### 4. 潜在的な観光資源の発掘

自然や史跡、芸術文化、農林業やものづくりなど、市内に点在する地域資源の新たな観光資源としての活用方法を探ります。

また、史跡等のガイドや体験型観光の講師など、観光を支える人材を育成し、市民の参加、協力による観光地の魅力アップを図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 農業体験や竹紙づくりなどものづくり体験型観光の提供
- ・ 弘法大師のさかさ杖(シナノキ)(森の巨人たち百選)、姫子 沢、滝の沢の棚田(日本の棚田百選)などの地域の優れた資 源の活用
- ・ 市民観光ガイドの育成

#### 5. 観光推進体制の編成

市民、事業者、観光協会、行政の連携と役割分担により、地域全体で魅力ある観光地の形成に取組みます。

また、広域的な連携による観光推進体制づくりを進めます。

- ・ 観光協会など関係団体への支援
- ・ 浅間山麓広域観光の推進
- ・ 「日本ロマンチック街道」への取組み

### 第2節 商工業の振興と起業化支援

#### 施策の方向

産業を活性化させる人づくり、ものづくりを支援し、地域に根ざした魅力ある商工業を育てます。

### 基本戦略

市民生活の利便性を確保し、中心市街地を活気あるものとしていく観点から、商店街の魅力づくり、賑わいづくりを支援します。

既存企業の振興、起業支援体制の充実、優良企業の誘致などによる地域 産業の活性化、雇用機会の拡大を図ります。

また、学校や地元企業等と連携した産業教育を行い、次世代を担う子どもたちの地域の産業に対する興味と関心を育てます。

### 施策の展開

### 1. 商店街・商業地の賑わいづくり

まちの中心的な位置を占める商店街については、街路事業などによる環境整備を実施するとともに、市民と商店との協働による賑わいづくりなど商店街の魅力づくりを支援します。

- ・ 街路事業等による商店街の基盤整備
- ・ まちづくりグループによる賑わい創出への取組み支援
- ・ 学校等周辺施設の整備による市街地交流人口の増加促進



商店街の街路整備

### 2. 店舗経営の改善と経営基盤の強化

商工会等と連携しつつ、セミナー・研修会の開催、制度融資の活用を進めながら、消費者ニーズに応えられる店舗経営の指導、後継者の育成など商業を支える人づくりを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- 商工業振興補助
- ・ 中小企業各種制度資金等の活用による支援
- ・ 商工会による各種研修事業への支援

### 3. 工業用地の確保と優良企業の誘致

市内の商工業の活性化のため、工業団地、流通団地への優良企業の誘致活動を行います。

- ・ 研究開発型企業等の誘致
- ・ 流通団地への店舗等の誘致
- ・ 優良企業誘致に際しての補助制度や融資制度などの支援



工業団地

#### 4. 新産業・新分野進出の支援

異業種交流、新産業や新分野創出を目指した産・学・官の連携による研究開発などを支援し、地域の工業を振興し、魅力ある産業に育成します。 また、情報提供や人材育成により起業化に向けた新たな産業の芽を伸ばします。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 大学と企業等の連携による新産業創出支援
- ・ 起業塾の開催などによる創業・新分野進出への支援
- ・ 少子高齢化に対応する産業創出への支援
- ・ 新たに起業する際の融資や空き店舗等の情報提供

#### ※ 産・学・官連携

…産業界・学界・行政による連携。

それぞれの持つ技術やアイディア、ノウハウを活かすことにより、研究成果を円滑に新産業の創出や新製品の開発につなげようとする取組み。

#### 5. 地域産業を支える社会づくり

次世代を担う子どもたちが地域の手づくり文化や産業技術に触れ、理解や関心を深めることができるよう、教育機関等との連携を進めるとともに、地域住民と各企業、産業間の交流を促進し、産業が地域に根ざし活性化するための土壌づくりを行います。

- ・ 社会体験学習を通じた企業と学校の交流促進
- ・ 工業団地内の企業交流活動への支援
- ・ 工業振興会など関係団体の支援

### 第3節 多面的な機能の発揮による農業の振興

### 施策の方向

恒久的に市民の食生活を支える産業であると同時に、市の自然環境の保全や循環型社会づくりの基盤としての役割も持ち、生産者と消費者との様々な交流を生み育てる場でもある「農」のもつ多面的な機能を活かしながら、新たな成長への基盤をつくります。

### 基本戦略

担い手農業者の育成と支援、地域営農システムや遊休荒廃地対策の推進など、地域の優れた農産物と農地を守り農業を振興する取組みを計画的、 戦略的に進めます。

地産地消の推進や安全、安心を求める消費者ニーズに配慮した農産物づくり、循環型社会に対応する環境にやさしい農業を展開しながら、付加価値の高い食品を市場に供給します。

また、観光農園や農業体験の受け入れによる都市と農村の交流の活発化など農業・農村の活性化を図ります。



農村の風景

### 施策の展開

### 1. 新たな農業方針の明確化

良質な食料の安定供給、自然環境や良好な景観の保全など、農業・農村に対する多様な期待に応えるための基本的な取組方針を明確化し、計画的な農地利用と事業推進を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 農業基本条例の策定及び行動計画の推進
- · 農業振興計画の策定
- · 農業振興地域整備計画の策定

#### 2. 担い手農業者の育成と支援

農業後継者、新規就農者の育成を支援するとともに、認定農業者や企業 的経営を行う農業法人など強い経営基盤を持つ農業の担い手を増やしま す。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 就農トレーニングセンターの運営、就農住宅の整備と貸付
- ・ 農業後継者グループなどへの支援
- ・ 認定農業者の育成、支援体制の充実

### 3. 優良農地の確保と活用による生産振興

地域規模で相互に協力し持続的な農業生産に取組む地域営農システムを取り入れ、優良農地の保全と活用、遊休荒廃地対策を進め、農産物の安定した生産性の確保と経営の向上を促します。

また、集団化や機械力の導入など生産振興に必要な基盤整備を進めます。

- ・ 農業農村支援センターによる情報提供や支援活動
- ・ 農産加工品や特産品の開発支援、優良農産物のブランド化
- ・ 農地の流動化・集積の促進
- ・ ほ場、農道、ため池、かんがい用排水路等の整備

#### 4. 環境にやさしい農業の推進

活性水やコンポスト化した生ゴミを農業に利活用していくことによる 地域内リサイクルの推進、有機農業への取組みや自然の力を活かし環境 に対する負荷を減らした農法の研究などを進め、消費者に安心感を与え る安全で持続可能な農作物生産に努めます。

また、輸送による環境負荷を減らしつつ、安全な食材を地域の食卓に届ける取組みとして、地産地消を進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 活性水の利用などによる環境保全型の農法の研究
- ・ 学校給食への地元農産物の供給

#### 5. 都市と農村の交流拡大

生産者と消費者(都市生活者)との交流を積極的に展開し、産業の活性 化を促します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 農林業体験型観光などのグリーンツーリズムの推進
- ・ 道の駅や直売所等を利用した生産者と消費者の交流
- ・ 遊休地の市民農園などへの利活用
- 農林業体験実習施設、大田区休養村を利用した都市住民の農業体験の実施

#### ※グリーンツーリズム

…都市住民が自然豊かな農山村に滞在し、その地域の人々との交流や生活文化とのふれあい、農林業体験等を楽しみながらゆとりある休暇をすごすこと。



道の駅での農産物販売

# 第3章 健やかさ・安心を結ぶまち (保健・医療・福祉の充実)

#### 第1節 安心できる保健・医療・福祉体制づくり

- 1. 社会保障制度の充実
- 2. サービス提供体制の充実
- 3. 相談援助体制の確立
- 4.「福祉の森」「ケアポートみまき」の連携体制強化

#### 第2節 まちぐるみ健康づくり

- 1. 健康指導体制の充実
- 2. 市民健康チェックの推進
- 3. 相談・支援機能の強化
- 4. 医療機関の連携による医療の充実

#### 第3節 地域で支えあう福祉のまちづくり

- 1. 高齢者の生きがいづくりの推進
- 2. 障害者の社会参加と自立支援の推進
- 3. 子育て支援の充実
- 4. 支えあう福祉のまちづくり意識の醸成

### 第1節 安心できる保健・医療・福祉体制づくり

### 施策の方向

市民が自らの意志により必要な保健・医療・福祉サービスを選択し、利用することができるようにサービス提供体制の充実を図り、一人ひとりが安心して生活できるまちをつくります。

### 基本戦略

社会保険や公的扶助など社会保障の推進体制の整備と安定した運営に 努めます。

社会福祉事業者、保健・医療関係者、NPOや福祉ボランティア等による支援体制を有機的に連携させ、多様なニーズに合わせたサービス提供体制を確保します。

また、「福祉の森」と「ケアポートみまき」の連携、連絡体制を強化し、 市民の保健・医療・福祉の拠点として活用します。



ラジオ体操風景

### 施策の展開

### 1. 社会保障制度の充実

国民健康保険、介護保険などの社会保障制度について、事務処理体制の 充実や関係施設の整備による円滑な推進を図るとともに、制度の趣旨の普 及や保険料の適正な収納により健全で安定した運営体制を確保します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 国民健康保健、介護保険の事務処理体制の充実
- ・ 保険税の適正な徴収と収納率の向上
- ・ 経済的困窮者に対する公的扶助の実施
- ・ 児童扶養手当や特別障害者手当などの福祉関係手当の円滑 な給付
- ・ 福祉関係施設の計画的な整備・充実

#### 2. サービス提供体制の充実

行政や社会福祉法人による公的サービスの充実に加えて、福祉関係ボランティアや NPO による地域に密着した活動を支援し、市民が多様な福祉サービスを選択できるよう提供体制の整備を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 地域福祉計画、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障 害者計画、健康づくり計画等による計画的な体制整備
- ・ 社会福祉法人やボランティア団体など民間団体とのネット ワーク化促進
- ・ NPO やボランティアの育成と活動支援

#### **፠**N P O

…行政や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで継続的、自発的 に公益活動を行う営利を目的としない組織、団体。

#### 3. 相談援助体制の確立

福祉事務所を中心として在宅介護支援センター、児童相談所など専門機関が連携し、支援を必要とする市民に対して適切な相談援助活動を実施します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- 福祉事務所の相談援助機能の充実
- 母子相談員や家庭児童相談員等、専門職員による的確な支援 体制の確保
- ・ DVや高齢者・児童の虐待に対する広域的ネットワークによる支援体制の確立
- ・ 民生委員や保健補導員等と連携した地域課題やニーズの実態把握

#### **※**DV (ドメスティックバイオレンス)

…配偶者からの様々な暴力行為。肉体的暴力だけではなく言葉の暴力や物の破壊、社 会的暴力(交友の制限など)なども含む。

#### 4.「福祉の森」「ケアポートみまき」の連携体制強化

保健・医療・福祉体制の拠点である「福祉の森」「ケアポートみまき」のもつ機能を有効活用し、市民の生活を総合的に支えるために連携体制を強化します。

#### ≪具体的な取組み例≫

・ 定期的な連絡会議等による「福祉の森」「ケアポートみまき」 の情報共有の推進、連携したサービスの提供



総合福祉センター (福祉の森内)



ケアポートみまき

### 第2節 まちぐるみ健康づくり

#### 施策の方向

市民一人ひとりの健康状態の正しい把握と健康づくり活動の推進により、東御市の健康寿命の延伸を図ります。

### 基本戦略

生活習慣病の増加、心の健康問題、高齢者の介護予防など、市民が心身に抱えるさまざまな課題に対応するため、保健・医療の連携による相談、指導体制を整えるとともに、身体教育医学研究所での研究や温泉アクティブセンター、温泉健康複合施設等を活用した市民一人ひとりによる主体的な健康づくり活動を支援します。

また、健診や健康相談より心身の問題点を早期に発見し、適切な治療等に結びつけます。

### 施策の展開

### 1. 健康指導体制の充実

心身の健康づくりのために必要な正しい知識を広く普及し、運動不足や 食生活などに起因する生活習慣病の予防や改善、高齢者の介護予防など 健康を守るための活動を推進します。

- ・ 健康づくり計画の策定
- ・ 高齢者向けの健康指導の充実(健脚度測定、認知症(痴呆) 予防のための生活指導、温泉アクティブセンターでの高齢者 向けトレーニングなど)
- ・ 感染症予防知識の普及や予防接種の実施
- ・ 高齢者や障害者など外出困難な市民への訪問指導
- ・ 保健補導員、食生活改善推進協議会委員の活動への支援



身体教育医学研究所での高齢者向けトレーニング

### 2. 市民健康チェックの推進

市民が自らの健康状態を正しく把握し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるために各種健診等への受診啓発と内容の充実を図ります。

また、検診データを有効に活用し、保健センターや医療機関による事後 指導等の予防活動につなげます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 人間ドックの受診支援
- 市民健診、乳幼児健診の充実
- ・ 検診後の要生活改善者への指導充実

#### 3. 相談・支援機能の強化

市民が心身に抱えるさまざまな健康や病気に対する不安を和らげ適切な対応につなげるための相談機能を充実するとともに、医療機関との連携により在宅で療養する患者への支援体制を強化します。

また、次世代育成のため妊産婦への支援体制を充実し、母子ともに健やかに暮らせる保健環境を整えます。

- ・ 保健師による相談や訪問活動の充実
- ・ 足腰おたっしゃ相談会の開催
- ・ こころの相談日、精神デイケアの開催
- ・ 共同作業所への支援
- ・ 患者会や断酒会などへの助言、支援
- ・ 母親学級の開催
- ・ 新生児家庭訪問指導や育児相談の実施
- ・ 母子保健連絡会の開催

### 4. 医療機関の連携による医療の充実

市民病院と市内医療機関、近隣の専門病院等の相互連携と機能分担を進め、広域的な地域医療体制の充実を目指します。

また全国的に医療機関が不足している小児医療や、24 時間 365 日対応が 必要な救急医療など、特に課題がある医療分野に関しては、市民病院を中 心とした体制整備を検討し、市民に必要な医療の提供に努めます。





市民病院

### 第3節 地域で支えあう福祉のまちづくり

#### 施策の方向

子どもや高齢者、障害者を含めたすべての市民が同じ地域に住む一員として認め合い、自分の個性を活かしながら互いに支え合うことのできるまちをつくります。

### 基本戦略

福祉活動を地域を活性化させるものという積極的な視点でとらえ、高齢者や障害者が自分の持つ力を発揮しながら地域社会に参加し、ともに生活を営んでいくことができるよう、地域ぐるみの交流活動や支え合い活動を支援します。

また、地域の子育て関連施設の充実、子育てへの広い世代の参加や協力により多様な子育て支援サービスを確保し、地域全体で子どもたちを見守り、育てる体制を構築します。

### 施策の展開

### 1. 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者の能力を生かす社会参加システムを構築するとともに、在宅生活の支援や介護サービスを充実し、高齢者が生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを推進します。

- ・ 地域活動や趣味の活動等を通した高齢者の積極的な地域参 加の促進
- ・ 高齢者の能力を生かす就労の場の確保
- ・ 宅老所など地域に密着した介護サービスの充実
- 訪問活動や相互交流など地域の見守り体制の強化





世代を越えた地域の交流活動

### 2. 障害者の社会参加と自立支援の推進

障害者一人ひとりのニーズに応じた多様な社会参加の機会が生まれるよう、社会環境の整備や就労の場の確保を進めるとともに、外出などを支援するボランティアの育成など在宅生活を支えるサービスの確保に努め、自立支援体制の充実を図ります。

- ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・ 障害者の就労・社会参加の場としての作業所等の充実
- ・ ハローワーク等との連携による一般就労への取組み推進
- ・ 障害者の参加しやすい地域活動の推進
- ・ 支援費制度等の活用による生活支援サービスの確保
- ・ グループホームの設置検討や在宅支援サービスの実施による障害者の地域移行の推進

### 3. 子育て支援の充実

未来を担う次世代の育成を社会全体で見守り、支えていくための体制づくりを計画的に推進し、子育て家庭の多様なニーズに対応したサービス提供体制の確保や高齢者による育児支援、世代間の交流活動の促進などにより、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりに努めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- 次世代育成支援行動計画の策定
- ・ 特別保育の充実(休日保育の実施、病児保育の検討)
- 就学前児童の医療費無料化
- 第3子以降保育料軽減
- 教育資金利子補給
- ・ 子育て支援センターや児童館の充実
- ・ 保育園の計画的な改築、保育キーパーの全園配置





子育て支援センターや児童館などを中心にした子育て支援活動

### 4. 支えあう福祉のまちづくり意識の醸成

地域住民の交流活動、障害や疾病に対する適切なサポートの仕方の学習 やボランティアの育成などにより、地域で互いに支えあう意識の醸成を 図ります。

また、支援の必要な人、支援の可能な人が互いに必要なときに助けあい 支えあうことができるよう、地域内の円滑な情報交換を促します。

- ・ 外出支援、軽易な日常生活の援助等、生活支援を行うボラン ティアの育成
- ・ 生涯学習等と連携した学習会、研修会や交流イベントの実施
- ・ 民生委員等、地域の保健・福祉推進関係者との連携
- ・ 災害弱者について情報共有と援助体制の整備

# 第4章 未来を担う人を結ぶまち (教育・文化・スポーツの振興)

#### 第1節 生きる力を育む教育の推進

- 1. 発達段階に応じた教育環境の充実
- 2. 学校教育の充実強化
- 3. 地域ぐるみの学習環境づくり
- 4. 学校・家庭・地域の連携強化
- 5. 相談・支援体制の整備

#### 第2節 文化を育むまちづくり

- 1. 生活文化都市の形成
- 2. 文化施設等の充実
- 3. 文化財の保存と活用
- 4. 地域の伝統文化の継承

#### 第3節 学びあい、教えあいの推進

- 1. 生涯学習のまちづくりの推進
- 2. 生涯スポーツのまちづくりの推進
- 3.人権尊重のまちづくりの推進
- 4. 青少年の健全育成

### 第1節 生きる力を育む教育の推進

#### 施策の方向

人間形成の基本となる知識や能力を養い、個々の資質を活かす教育環境を整え、21 世紀の東御市を担う子どもたちに生きる力と豊かなこころを育みます。

### 基本戦略

子どもたちが豊かな人間性を育み、自ら考え、学び、行動し、自らの課題をよりよい方法で解決していく能力や資質を身につけることができるように、学校、家庭、地域社会における教育環境の充実に取組むとともに、その連携により地域ぐるみで子どもたちを育む体制を確立します。

また、心身ともに発達段階にある子どもたちのさまざまな問題や悩みに 答えていくために、適切な支援体制を構築します。

### 施策の展開

### 1. 発達段階に応じた教育環境の充実

乳幼児期から青年期に至るまで、子どもたちが自らの個性や創造性を健 やかに伸ばし、必要な知識や能力を身に付けることができるよう、発達 段階に合わせた教育環境を整備し、市内の教育水準の向上を図ります。

- ・ 子育て家庭の学習会等を活用した家庭教育への支援
- ・ 豊かな人間性を育てる総合的な保育活動の充実
- ・ 幼保・小・中・高の連携による教育現場における発達や学び の連続性の確保
- 高等教育機関の充実支援





高校生と保育園児や未就園児との交流実習

#### 2. 学校教育の充実強化

子どもたちが人間形成の基本となる資質と能力、基礎の学力を身に付けるための中心的な役割を担う学校教育の充実を図ります。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 30 人規模学級による児童へのきめ細かな指導体制の確保
- · 学校自己評価制度の実施
- ・ 基礎学力調査による学習の定着度の把握と指導への反映
- ・ 小・中学校等教育施設の計画的な整備、改修
- ・ 校内LAN整備による情報の共有、活用

### 3 地域ぐるみの学習環境づくり

学校や地域で、子どもたちが生活の知恵や地域の自然、文化、歴史などに触れ、学ぶことのできる学習環境づくりを促進します。

また、「あいさつをする」「本を読む」「汗を流す」の三つを市の教育の基本として、それを浸透させるための家庭、学校、地域社会、それぞれの場での取組みを推進します。

- ・ 農業、福祉、環境等、地域の現場での体験学習の実施
- ・ 地域(育成会等)が実施する子どもの学習活動への支援
- ・ 図書館ネットワークの整備による図書館利用の促進
- ・ 地域内でのあいさつ運動の推進



田んぼで農業を体験



希少生物 (オオルリシジミ) 保護活動との協働

#### 4. 学校・家庭・地域の連携強化

学校施設の地域への開放、市民の授業への参加など、学校と地域社会との関係を強化し、子どもたちを社会全体で教育していくための連携体制づくりを促進します。

#### ≪具体的な取組み例≫

- 学校評議員制度の実施
- · PTA活動の充実
- 学社連携・融合、学校開放の推進

#### 5. 相談・支援体制の整備

子どもたちが学校や家庭で抱えるさまざまな悩みに対応するために、専門家や関係機関との連携により必要な支援体制を整備します。

- 中間教室施設の充実
- ・ スクールカウンセラーや児童相談所等との連携
- ・ 軽度発達障害を持つ生徒への支援体制づくり

### 第2節 文化を育むまちづくり

#### 施策の方向

文化や創作芸術などが共存する「生活文化都市」として、生活の中に文化や芸術の薫りがするまちをつくります。

### 基本戦略

市の歴史的建造物群である海野宿や地域の祭り、伝承等の歴史的文化を保存するとともに、地域資源の発掘や芸術の振興を促し、生活と文化が調和したまちづくりを進めます。

また、東御市文化会館、芸術むら公園内の梅野記念絵画館・ふれあい館や登り窯など市内の文化施設を拠点に、子どもの時から優れた芸術にふれる機会の拡大を図るとともに、市民の文化活動や文化交流を振興します。

### 施策の展開

### 1. 生活文化都市の形成

市の特色ある歴史、風土などを背景に、市民生活の中で地域文化の交流を深め、また、その文化の再発見を促していく生活文化都市としての活動を推進し、新たな生活文化の創出及び発信を図ります。

また、郷土料理に代表される食文化など生活に密接に関係する文化を大切にすることにより、市民の地域に対する関心や愛着を深めます。

- ・ 芸術・歴史・文化に関する多様な入門講座の充実
- 文化芸術活動に取組む市民団体等への協力、支援
- 伝統的な食材や料理を守り、その良さを伝えていくスローフ
  - ード運動の検討

#### 2. 文化施設等の充実

文化会館など市内文化施設を拠点とした文化関連事業を充実し、地域に根ざした文化活動の振興を図るとともに、さまざまな文化交流を促進し、市民文化の活性化に努めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 文化会館の自主文化事業の充実と施設の維持補修
- 梅野記念絵画館等の利活用促進
- ・ 文化人招致による文化交流の推進
- 丸山晩霞記念館の建設



梅野記念絵画館・ふれあい館



東御市文化会館

### 3. 文化財の保存と活用

市の文化を伝える歴史文化遺産の保存を図るとともに、市の歴史を広く伝え、学ぶことのできる環境を整備し、市民の郷土に対する誇りの醸成を図ります。

- ・ 海野宿 (重要伝統的建造物群保存地区) の保存と整備
- ・ 市内の文化財、民俗文化財等の保存と利活用
- ・ 市内遺跡分布調査、埋蔵文化遺跡の発掘調査
- ・ アケボノゾウ化石の整理と展示の検討



アケボノゾウの発掘

### 4. 地域の伝統文化の継承

祭事などとともに伝承されている地域に伝わる伝統文化や伝統芸能を 守り、次代に伝えるための保存、継承活動を支援します。

- ・ 金井の火祭りなど地域の伝統的祭事への支援
- ・ 地芝居「東町歌舞伎」の保存活動への支援
- ・ 雷電太鼓など地域の文化伝承活動の支援





地域で継承されている伝統的文化

### 第3節 学びあい、教えあいの推進

#### 施策の方向

市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて自ら学び、 楽しみ、豊かな心を育む生涯学習、生涯スポーツを振興し、その成果を よりよいまちづくりへと反映します。

また、人権意識の高揚に努め、一人ひとりが自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりを進めます。

### 基本戦略

市民一人ひとりの興味や関心に応じて参加できる多様な学習機会やスポーツ活動の機会を提供するとともに、だれもが気軽に楽しみながら学習やスポーツに取組むことができる環境整備を進めます。

地域の中でだれもが個人の尊厳を認めあって生活できるよう、人権に関する教育や意識啓発を進めます。

学校・家庭・地域の連携により心豊かな青少年を育む社会環境づくりを 進めます。

### 施策の展開

### 1. 生涯学習のまちづくりの推進

市民の多様なニーズに対応した講座の開設や学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習活動の拠点となる公民館などの学習環境を整え、市民だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

- ・ 図書館等総合情報センターの整備
- ・ 図書館ネットワークの整備による広域的図書館利用の推進
- ・ 生涯学習まちづくり基本構想の策定
- 公民館など生涯学習施設の整備充実、利用促進
- 文化協会など関係団体への支援
- 人材バンクの活用



文化サークル活動



料理教室



移動図書館車しらかば号

#### 2. 生涯スポーツのまちづくりの推進

市民のスポーツ組織への支援を図るとともに、子どもから高齢者までだれもがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加し、交流しながら心身の健康づくりや仲間づくりなどに取組むことができる、生涯スポーツのまちづくりを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 市民スポーツ大会等の開催
- ・ 市内スポーツ関連施設の利活用促進
- ・ 市民マレットゴルフ場の整備
- ・ 体育協会などスポーツ関係団体への支援
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立支援

#### ※総合型地域スポーツクラブ

…種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、会員個々のニーズに応じた活動が質の高い指導員によって行われる、地域住民が自主的に会費で運営するスポーツクラブ。





ゲートボール大会

市民のマラソン大会

#### 3. 人権尊重のまちづくりの推進

一人ひとりの市民がお互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、人権に関する正しい知識・考え方を学び、人権意識を高めるために、人権尊重のまちづくりを総合的に推進します。

また、人権啓発センターを人権啓発・住民交流の拠点として活用し、各種相談事業や人権課題の解決に取組みます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 人権尊重のまちづくり条例の制定、人権施策の基本となるべき方針に基づく施策の推進
- ・ 地区ごとの人権学習会の開催
- ・ 人権に関する副読本による人権教育の推進

#### 4. 青少年の健全育成

次世代を担う青少年を心身共に健やかに育むために、家庭・学校・地域や関係団体の連携による市民総ぐるみの健全育成活動を支援します。

また、東御市青少年センターを中心とした青少年の非行防止や環境浄化、市民啓発を図り、青少年により良い環境づくりを推進します。

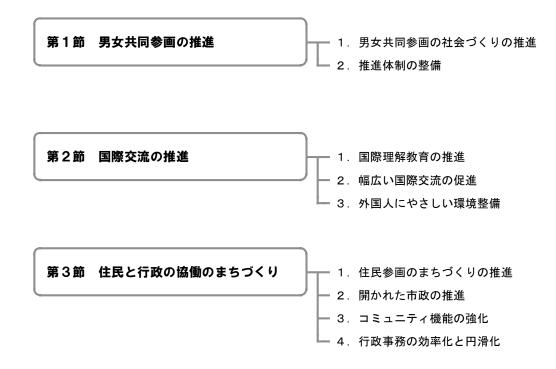
- ・ 青少年リーダー養成講座の実施
- ・ 友遊クラブなどによる青少年の地域活動への参加促進
- ・ 有害図書 NO 宣言による青少年により良い環境づくり
- ・ 青少年健全育成施設の整備





友遊クラブの活動

# 第5章 支えあい夢を結ぶまち (住民と行政の協働)



### 第1節 男女共同参画の推進

#### 施策の方向

男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれる事なく、あらゆる 分野において参画する機会が確保され、お互いに対等な構成員として尊 重し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指しま す。

### 基本戦略

あらゆる場や機会を通して、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 また、各行政分野において男女共同参画の視点からの見直しを行い、改善措置を含む具体的な施策を実施するとともに、市民や事業所等へも積極的行動を求め、連携、協力して男女共同参画社会づくりに取組みます。

### 施策の展開

### 1. 男女共同参画の社会づくりの推進

これまでの慣習や社会制度にとらわれることなく、男女が個性と能力を 十分に発揮し、共に責任を分かち合い、対等な協力関係を築くための男女 共同参画の意識づくりと社会条件の整備を進めます。

また、男女雇用機会均等法など具体的諸制度の啓発や男女が協力して仕事と子育て、家事を両立していくための支援体制づくりなど男女共同参画社会を実現するための取組みを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 男女共同参画プランの策定、条例の制定検討
- ・ 審議会や委員会などへの女性の登用、参画の促進
- ・ 男女の職業生活と家庭生活の両立を支援する施策の充実(育 児休暇、介護休暇の普及促進など)

#### 2. 推進体制の整備

行政、市民、それぞれの男女共同参画推進組織の合同会議や男女共同参画まちづくり懇談会の開催等により、男女共同参画の実現のための諸問題を検討・協議し、解決に取組みます。

### 第2節 国際交流の推進

### 施策の方向

国を越えた人と人との交流活動により、市民が国際感覚を身に付け、国際理解を深めるとともに、外国人が地域の一員として快適に暮らすことのできるまちをつくります。

### 基本戦略

在住外国人の地域活動への参加や姉妹都市との交流活動を通じて、市民の国際理解を深め、国際交流活動を活性化します。

また、外国語の案内表示や相談窓口の設置など外国人が市民として安心して快適な生活ができるよう社会的な環境を整えます。

### 施策の展開

#### 1. 国際理解教育の推進

外国青年招致事業や姉妹都市へのホームステイによる体験学習の実施により、子どもたちへの国際理解教育を進めます。

- ・ 小中学校における外国語指導助手の充実
- ・ 中学生、高校生の海外ホームステイの実施





高校生のホームステイ (姉妹都市米国マドラス市にて)

### 2. 幅広い国際交流の促進

国際姉妹都市である米国オレゴン州マドラス市との交流や生涯学習、福祉、産業、まちづくりなど各分野における在住外国人との交流による国際交流活動を促進し、市民の国際理解を深めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

・ 姉妹都市との市民交流団の相互派遣



マドラス市との姉妹都市提携

### 3. 外国人にやさしい環境整備

外国人総合相談窓口の設置や生活ガイドの活用など外国人が住みやすい まちづくりに向けた取組みを進めます。

また、日本語教室の充実やボランティア通訳の確保などにより、外国籍 市民の社会参加を促進するための体制整備を進めます。

- ・ 外国語コーディネーターの配置
- ・ 外国語のごみの分別出し方ポスターの製作

### 第3節 住民と行政の協働のまちづくり

### 施策の方向

住民と行政が力を出しあうことで新しい公共サービスのあり方を確立し、市民・NPO・企業・行政のそれぞれが役割を分担しつつ、市民生活を向上させる協働のまちづくりを進めます。

### 基本戦略

きめ細かな広報・広聴活動や積極的な情報公開に努め、市民が政策形成やまちづくりへの参画の機会をもつ仕組みづくりを進めるとともに、NPO活動の支援やコミュニティの充実などにより住民主体のまちづくりを促進します。

また、庁舎の整備、電算ネットワークによる事務の効率化などにより市 民の利便性を向上させ、効率的・効果的な行政運営を可能にする取組み を進めます。



東御市活性化懇談会の開催

### 施策の展開

#### 1. 住民参画のまちづくりの推進

ワークショップ手法の導入や、政策形成の場への市民の参画促進を図るとともに、まちづくりの核となる住民組織やNPOへの支援や協働を進めることにより、住民主体のまちづくりを進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 各種委員会・審議会への市民の参画促進
- 北御牧地域審議会の設置
- ・ NPOとの協働事業の検討

#### 2. 開かれた市政の推進

個人情報の十分な保護のもとで情報公開に努めるとともに、広報誌など様々な媒体を活用し、市政に関する情報を積極的に提供していきます。

また、併せて広聴活動の充実を図り、市民の意見や提案を市政に反映させます。

- ・ モニター制度の活用による、広報の内容充実
- ・ ケーブルテレビなどによる情報提供
- ・ 新情報システムの導入検討
- ・ 各種統計による市の現況に関する情報提供
- ・ ふれあい市長室の実施
- ・ 市政への提言「私のひとこと」の実施



市政への意見箱「私のひとこと」



東御市北御牧地域審議会の開催

#### 3. コミュニティ機能の強化

コミュニティセンターなど地域住民の交流拠点となる施設の整備、自治会活動の促進などにより良好なコミュニティの形成を促進します。

また、市民祭りや交流イベントの実施により、コミュニティの結びつき を強めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 自治推進活動への支援
- ・ 地域づくり活動補助金による地域活動支援
- ・ 地域づくりサポーター制度の活用促進
- ・ 地区活性化委員会など住民主体のまちづくり組織への支援

#### 4. 行政事務の効率化と円滑化

堅実な行財政運営や行政改革の推進、民間活力の導入などによる行政事務の効率化と円滑化を図り、市民へのサービスを向上します。

また、近隣市町村との協力など広域的な連携による効率的な事務処理を進めます。

#### ≪具体的な取組み例≫

- ・ 行政改革大綱の策定
- 職員適正化計画の策定
- ・ 行政評価システムの導入による業務の点検
- ・ 文書管理システムによる行政情報の管理の明確化
- ・ 公共施設内の情報ネットワークの整備
- 指定管理者制度の活用検討
- 一部事務組合による特定事務の効率化
- ・ 介護保険、消防、ごみなどの広域処理の推進

#### ※指定管理者制度

…公の施設の管理を自治体が指定する企業やNPO等の民間事業者に代行させること。 ※一部事務組合

…市町村等地方公共団体が行政事務の一部を共同で処理するために設立する組合。

# 附属資料

#### 東御市まちづくり審議会条例(平成16年4月1日 条例第26号)

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び明るく豊かな住みよいまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、東御市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。
  - (1) まちづくりの推進に関すること。
  - (2) 総合計画に関すること。
  - (3) その他まちづくりを推進するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人で組織する。
  - 2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 2 委員は、再任されることがある。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。
  - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
  - 2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
  - 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

- 第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。
  - 2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

- 第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。
  - 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
  - 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

### 第1次東御市総合計画の策定経過

平成14年~平成15年度に議論し、策定した新市建設計画に基づき、実際に市が発足してからの市 民意見等を参考にしつつまちづくり審議会での議論を経て、計画を策定しました。

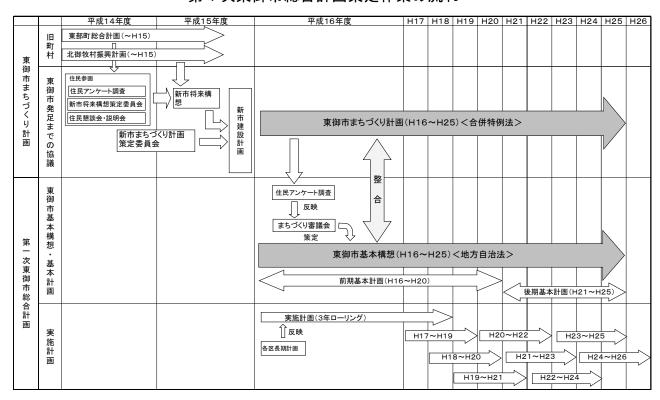
#### 住民参画による検討

策定経過	年 月 日	
新市まちづくり(将来構想)のための 住民アンケート調査 (16 歳以上の全住民対象)	平成 14 年 10 月 25 日~11 月 5 日	
新市将来構想策定委員会		
策定方針協議	平成 14 年 10 月 9 日	
原案協議	平成 14 年 11 月 28 日	
原案協議	平成 14 年 12 月 20 日	
原案協議	平成 15 年 1月 14 日	
原案決定	平成 15 年 1月 30 日	
住民説明会		
新市将来構想住民説明会	平成 15 年 3 月 14 日~4月 14 日	
東御市まちづくりアンケート調査 (16歳以上の住民 2,500人無作為抽出)	平成 16 年 12 月 15 日 ~平成 17 年 1 月 7 日	
東御市まちづくり審議会		
策定諮問	平成 16 年 12 月 21 日	
原案協議	平成 17 年 1月 31 日	
原案協議	平成 17 年 2月 14 日	
答申	平成 17 年 2月 15 日	
東御市議会		
議案提出	平成 17 年 2月 15 日	
議決	平成 17 年 3月 22 日	

#### 行政内部での検討

	策定経過	年 月 日
新市将来構想原案職員検討会		
	原案説明・検討	平成 14 年 12 月 26 日
	原案説明・検討	平成 15 年 2月 7日
東御市まちづくり計画職員説明会		平成 15 年 7 月 25 日 ~ 8 月 5 日
新市まちづくり計画策定委員会		
	第1回会議	平成 14 年 12 月 26 日
	第2回会議	平成 15 年 4月 9日
	第3回会議	平成 15 年 4月 21 日
	第4回会議	平成 15 年 5月 9日
幹事会		
	策定方針、原案検討	平成 15 年 5月 13 日
	原案検討	平成 15 年 5月 20 日
	原案検討	平成 15 年 6月 10 日
町村長・幹事会		
	原案検討	平成 15 年 6月 19 日
市役所各部課での検討		
	検討 基本計画策定	平成 16 年 12 月~平成 17 年 2 月 平成 17 年 1 月~平成 17 年 2 月

第1次東御市総合計画策定作業の流れ



### 第1次東御市総合計画

発行日 平成17年3月

発 行 東 御 市

長野県東御市県281-2

TEL 0268-62-1111 (代)

編 集 東御市総務部企画課



### 市章の説明

東御市の頭文字「と」をモチーフに、豊かな自然、人と人との鮮烈な出会いと合併による新市の融合を象徴しています。 橙色の楕円は太陽を、中心の青い弧は千曲川の流れを、そして空色の弧はさわやかな風を表しています。 橙を頭として、青い部分とあわせて人を表現し、おもいきり未来に飛び出そうとしている元気な人々の住むまち... それは元気発信都市を意味しています。